

広島県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、広島市選挙管理委員会及び大竹市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十三年三月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
毛木集会所	広島市安佐北区安佐町大字毛木七六一番地	平成二十三年二月八日
松ヶ原集会所	大竹市松ヶ原町字東河内四四五番地一、四四五番地三、四四五番地四、四四五番地九、四七六番地四	平成二十三年一月二四日